

「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に関する有識者会議」運営規程（案）

平成 30 年 5 月 18 日  
「全国学力・学習状況調査」の個票データ等の貸与に関する有識者会議決定  
平成 30 年 月 日一部改定

(趣旨)

第1条 「『全国学力・学習状況調査』の個票データ等の貸与に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の運営に関し必要な事項は、開催要綱に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定足数)

第2条 有識者会議は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第5条に規定する意見書の提出があった者は、出席したものとみなす。

(議事の議決)

第3条 有識者会議に関する議事については、座長を除く出席した委員の過半数の意見をもって議決とし、可否同数のときは、座長の裁定による。

(貸与可否の検討への参加の制限)

第4条 委員は、原則として、自らが申出者又は利用者の場合は個票データ等の貸与申出に対する可否の検討に加わることができない。また、自らが所属する機関（大学の場合には所属する学部、研究学科又は研究室等）に所属している者が申出者又は利用者の場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、座長が必要と認めた場合にあっては、当該委員は、個票データ等の貸与申出に対する可否の検討に加わることができる。ただし、この場合にあっても、当該委員は、前条に規定する議決には加わることができない。

(欠席委員の意見提出)

第5条 委員は、やむを得ない理由により、有識者会議に出席できない場合は、議事となる事項について、あらかじめ座長に意見書を提出することができる。

(持ち回り開催)

第6条 座長は、必要に応じ、有識者会議を持ち回りによる開催とすることができます。

(会議の公開)

第7条 有識者会議の議事及び議事概要は原則として公開とする。ただし、個票データ等の貸与申出に対する可否の検討については、非公開で行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、座長は、以下の事項に関する議事及び議事概要については、その全部又は

一部を非公開とすることができます。

- 一 個人情報に関する事項
- 二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として同法における不開示情報として取り扱うこととした情報に関する事項
- 三 貸与申出者の独自の研究方法等に係る事項
- 四 その他座長が公開することが望ましくないと判断した事項

(会議の傍聴)

第8条 有識者会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局調査企画課の登録を受けることとする。

- 2 前項の登録を受けた者(以下「登録傍聴人」という。)は、座長の許可を受けて、会議を撮影し、又は録画することができる。
- 3 会議の撮影又は録画を希望する者は、傍聴登録時にその旨を登録することとし、会議の撮影又は録画は、次に掲げるところによるものとする。
  - 一 会議の撮影又は録画に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、座長又は事務局の指示に従うものとする。
  - 二 スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
- 4 座長は、登録傍聴人が会議の進行を妨げていると判断した場合には、退席を求める等の必要な措置をとることができることとする。

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、任期中及び任期終了後において、委員として知り得た情報を自ら利用し、又は他に漏らしてはならない。ただし、既に公表されている情報についてはこの限りではない。

(その他)

第10条 上記に定めるもののほか、有識者会議の議事運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。